

問題山積のまま実施された 「業務体制の見直し」について申し入れる！

4月13日、J R 東海労新幹線関西地本は、サービック本社に対して「業務体制の見直し」に関する申し入れを行いました。

「業務体制の見直し」は、4月1日から「係長業務を業務管理・社員管理を主体とした体制」「班長業務を作業指導・安全指導を主体とした体制」「事業所間で人的交流の促進」を目的に、具体的には「職名の変更」「班長代行廃止」「班長業務を一般作業者が担当」など大幅な変更になっています。

係長を業務管理・社員管理に専念させ、班長もその一端を担わせることから、「業務体制の見直し」の第一の目的は係長による社員管理・労務管理の強化となります。また、一般社員がこれまで班長が行っていた業務を担当するなど責任が重くなり労働強化になっています。

以上のように、「業務体制の見直し」は大幅な変更となり、多くの問題があるにもかかわらず山積みされたまま4月1日から実施されています。

よって、地本は以下のようにサービック本社に申し入れを行いました。

「業務体制の見直し」に関する申し入れ

1. 社員に理解と協力を得るために、本社として「業務体制の見直し」に関する説明会を開催すること。説明会を開催する前に無記名で社員から要望・意見や質問を受け付け、本社として回答すること。
2. 「業務体制の見直し」「ダイヤ改正変更」に伴う就業規則・給与規程の変更（変更箇所、変更予定日など）を明らかにすること。
3. 職名変更に伴う社員への周知は、何時、どのような形式で行ったのか。
4. 鳥飼事業所と第一事業所の「業務体制の見直し」による係長・係長代理・班長・一般の1組当たりの出面増減と第一事業所の班長代行を担当していた人数を明らかにすること。
5. 4月1日以降、班長業務を担当したときは、班長代行としての代行等手当（日額800円）を支給すること。代行等手当が支給されない出向社員に班長業務を担当させないこと。
6. 助勤制度は廃止して、各事業所において適切な要員を確保すること。